

# 社会福祉法人いちょうの森 役員等報酬規程

## 第1章

### 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いちょうの森(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び退職慰労金について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、評議員及び監事をいう。

## 第2章

### 報酬

(報酬の支給)

第3条 役員には、別表1により報酬を支給することができる。

2 同日に会議等合わせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

3 理事は、役員会への出席回数またはその他の法人の業務に携わった時間数に関わらず、別表1に定める月額報酬とする。

(兼務役員)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支払いは次のとおりとする。

(1) 毎月末締とし、翌月25日に銀行振込する。

(2) 25日が休日の場合には、直前の銀行営業日とする。

## 第3章

### 賞与

(賞与の支給)

第6条 賞与の算定を行うときは、評議員会で定めた額を超えない範囲において、理事会の決議を経て定めることとする。

## 第4章 退職慰労金

(退職慰労金の算定)

第7条 退職役員等に対する退職慰労金の金額は、次のとおり算出する。

(1) 理事長、理事

退職時月額報酬 × 在任年数

(2) 評議員、監事

5,000円 × 在任年数

第8条 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として1年に満たない端数月が6ヶ月以上のときは切り上げ、6ヶ月未満のときは切り捨てるものとする。

(退職慰労金の支給方法)

第9条 退職慰労金は、役員等を退職した日の属する月の翌月25日に銀行振り込みにより支給する。

(控除)

第10条 退職慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退職役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

## 第5章 付則

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成25年12月 1日施行

平成28年12月 1日一部改訂

平成29年 6月14日一部改訂

平成29年12月20日一部改訂

平成30年 4月 1日一部改訂

令和 元年 7月 1日一部改訂

令和 2年 7月 1日一部改訂

別表 1 年間上限 600 万円

名称	支払い	報酬額	備考
理事長	月額	80,000 円	
専務理事	月額	40,000 円	
常務理事	月額	30,000 円	
理事	月額	20,000 円	
評議員	日額	3,000 円	
監事	日額	10,000 円	
アドバイザー	月額	150,000 円	
勤務実態に応じて		役員賞与	